

長岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定に基づき監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成28年2月19日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

公共工事に係る指名状況及び入札結果等の報告に基づく事務の執行状況（公営企業会計を含む。）

2 監査の範囲

平成27年度 第3四半期執行分

3 監査の期間

平成28年1月18日から平成28年2月19日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、報告された関係書類を照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として事務の適法性、公平性について監査しました。

5 監査の結果

次の意見がありますが、適正に処理されていました。

・設計額の積算誤りや設計書の誤表記により無効になった入札があったため、市の入札に対する信頼性を確保する観点からチェック体制の改善・強化を望みます。